

令和2年4月市議会臨時会 提出議案

議案種別	件数(件)
専決処分の報告議案	2
条例議案	1
補正予算議案	3
合計	6

令和2年4月市議会臨時会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	財政局
2	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	消防局
3	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	保健 福祉局
4	令和2年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
5	令和2年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
6	令和2年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	

N o
1

北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

(財政局税務部税制課)

北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの

1 個人市民税

(1) 給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項の変更(第27条の2、第27条の3関係)

給与所得者又は公的年金等受給者が市長に提出する扶養親族等申告書について、これらの者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする。

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長(付則第21条の2関係)

改正前	改正後
平成32年度	令和5年度

2 固定資産税

(1) 地域決定型地方税制特例措置の対象外となった次の施設等に係る規定の削除(付則第9条の2関係)

ア 公害防止用設備のうち大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設

イ 都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が、認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産

(2) グリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除の適用期間の延長(

(次頁に続く)

(続き)

付則第 15 条の 5 関係)

改正前	改正後
平成 32 年 3 月 31 日	令和 4 年 3 月 31 日

3 市たばこ税

卸売販売業者等が製造たばこに係る輸出業者等に対する売渡しをする場合の課税免除の要件について、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の提出を不要とした上、申告書に課税免除の適用を受けようとするたばこ税額を記載し、かつ、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。(第 77 条の 3 関係)

4 都市計画税

地域決定型地方税制特例措置の対象外となった、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が認定誘導事業により新たに取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る規定を削除する。(付則第 20 条関係)

5 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

No 2	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について (消防局警防部消防団課)
---------	-------------------------------------------------------------

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの

1 補償基礎額の改定

(1) 消防団員に係る補償基礎額の改定 (第3条、別表関係)

区分	改正前	改正後
勤務年数 階級	10年未満～20年以上	10年未満～20年以上
消防団長及び副団長	12,400円～14,200円	12,440円～14,200円
分団長及び副分団長	10,600円～12,400円	10,670円～12,440円
部長、班長及び団員	8,800円～10,600円	8,900円～10,670円

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者に係る補償基礎額の最低額の改定 (第3条関係)

改正前	改正後
8,800円	8,900円

2 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率の変更 (付則第14項、第15項、第22項、第23項関係)

改正前	改正後
100分の5	事故発生日における法定利率

3 施行期日

令和2年4月1日

<p>No 3</p>	<p>北九州市国民健康保険条例の一部改正について (保健福祉局健康医療部保険年金課)</p>
<p>新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を新設するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の新設（付則第20項—第26項関係）</p> <p>(1) 給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症又はその疑いによる療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。</p> <p>(2) 傷病手当金の額は、直近の継続した3月間の給与等の額の合計額を労務に服した日数で除した額の3分の2に相当する金額とする。</p> <p>(3) 傷病手当金の支給に当たり、療養のため労務に服することができない期間について給与等の全部又は一部の支払を受けることができる被保険者に対しては、支給の調整等を行う。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日（労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する被保険者に適用）</p>	

No.	件名	要 旨	
令和2年度予算規模	区 分	補正額の合計	
	一般会計	補正後の予算総額	
	特別会計	1,665億8,088万9千円	7,368億7,888万9千円
	企業会計	1,000万円	4,135億985万8千円
	合 計	6億円	1,922億6,092万円
	合 計	1,671億9,088万9千円	1兆1,806億9,063万5千円
4	令和2年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額	1,665億8,088万9千円
		2 総 額	7,368億7,888万9千円
5	令和2年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額	1,000万円
		2 総 額	1,013億3,600万円
6	令和2年度北九州市 公営競技事業会計 補正予算について	1 補正額	6億円
		2 総 額	1,229億6,093万円